

福井県スポーツまちづくり推進機構 規約

(名称)

第1条 本組織は、福井県スポーツまちづくり推進機構（以下「本機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 本機構は、スポーツ大会の誘致やスポーツイベントの企画・開催、県内スポーツチームの応援など、スポーツを通じて地域活性化を図るため、県、市町、経済団体、観光団体、スポーツ団体、大学、報道機関等の関係団体が一体となって取り組みを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スポーツ大会、スポーツイベント等の誘致
- (2) スポーツチームの応援
- (3) 県内スポーツ施設、スポーツイベントの国内外への情報発信
- (4) スポーツ人材の育成、会員相互の交流
- (5) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本機構の会員は第2条に掲げる本機構の目的に賛同する別表の団体とする。

(役員)

第5条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、福井県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、福井県交流文化部長をもって充てる。

(役員職務)

第6条 会長は、本機構を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(総会)

第7条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、次の事項について審議する。

(1) この規約の改廃に関すること

(2) 本機構の事業計画および事業報告に関すること

(3) その他本機構の運営に係る重要な事項に関すること

3 総会の議長は、会長が指名する。

4 総会の議事については、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(事業年度)

第8条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 本機構の事務局は、福井県交流文化部スポーツ課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本機構の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規約は令和2年3月23日から施行する。